

本日改訂された基本的対処方針を踏まえ、まん延防止等重点措置区域における飲食店において酒類の提供を行うための「一定の要件」の考え方等の留意点を定めたので通知する。都道府県等においては、本事務連絡の手続き等に基づき適正な運用を実施されたい。

事務連絡
令和3年6月17日

各都道府県知事 殿

まん延防止等重点措置区域における酒類提供について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

本日改訂された基本的対処方針の三の（3）8）において、「酒類の提供は、別途通知する「一定の要件」を満たした店舗において19時まで提供できることとし、当該要件を満たさない店舗に対して、法第31条の6第1項に基づき、酒類の提供を行わないよう要請すること。」とされているところ、「一定の要件」の考え方等の留意点について、以下のとおり示す。

1. 一定の要件について

酒類提供を行うために、飲食店が満たすべき「一定の要件」は、以下のいずれも満たすこと。

- ・飲食店における感染防止対策として、令和3年5月21日付け事務連絡「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について」の1ページ目に記載のある「アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」が最低限行われていること。具体的には、別紙1「対策項目チェックリスト」に記載の対策と同等以上の対策が行われていること。
- ・同一グループの入店は、原則4人以内とすること。

2. 感染防止対策の担保について

都道府県は、飲食店において19時までの酒類提供を認める場合には、認める日より前に、飲食店に対して、少なくとも別紙1に基づく確認を行うことを求め、後述する見回りの際に、都道府県が確認できるよう保存を求める（規模別協力金を申請する飲食店に対しては、チェックリストの写しの提出を求めるため、保存を求める）。感染防止対策が実施されていない場合には、酒類提供を行わないよう要請すること。また、飲食店における感染防止対策を担保するため、以下のとおり取り扱うこと。

- ・まん延防止等重点措置期間中において、酒類提供を行っている飲食店を必ず見回り、別紙2「見回り時の確認事項と確認方法」に基づいて確認を行うこと。その際、飲食店がチェックした別紙1についても確認を行うこと。
- ・第三者認証取得の飲食店（令和3年5月21日付け事務連絡の1ページ目に記載のある必須項目が担保されている第三者認証制度に限る。）や、本事務連絡発出前に「1. 一定の要件について」を遵守していることが確認できている飲食店に対しては、改めて見回りを行う必要がないこと。
- ・都道府県が酒類提供を行っている飲食店を見回った際、「1. 一定の要件について」に記載の対策が行われていない飲食店に対しては、公平性の確保の観点から、以下の対応を行い、適切な運用を図ること。
 - ✓ 「1. 一定の要件について」を遵守していることが確認されるまでの間は酒類提供の停止を要請すること。
 - ✓ 再度見回りを行った結果、「1. 一定の要件について」が遵守されていいる場合には酒類提供の再開を認めること。
 - ✓ 要件を遵守していないにもかかわらず酒類が提供されている場合には、命令等の手続きを開始すること。
 - ✓ 規模別協力金を申請する飲食店に対しては、別紙1の写しの提出を求めるとともに、遵守していないにも関わらず酒類提供を行う飲食店については規模別協力金を支給しないこと。

3. 都道府県における見回り実施計画書の提出について

- ・都道府県は、「一定の要件」を満たす飲食店に対して、酒類提供を認める場合には、あらかじめ国と十分連携するため、見回りの体制等について、別紙3「見回り実施計画書」に基づき、実施計画書を6月18日（金）までに提出すること。

4. 第三者認証制度の普及について

- ・基本的対処方針において、「一定の要件」について、第三者認証制度の普及状況を踏まえて定めるもの」とされており、今後、第三者認証飲食店により紐づけた取扱いの変更が想定される。そのため、引き続き、第三者認証制度の普及及び同制度への確実なインセンティブ付与（＊）を速やかに検討し、同制度の普及及び適用店舗の拡大を図ること。

（＊）例えば、設備投資支援、第三者認証飲食店の周知・広報、感染収束後のG o T o イート認証店の要件化など

対策項目チェックリスト

項目	対策の内容	店舗によるチェック	備考
1 アクリル板等（パーティション）の設置	座席と座席の間にパーティションを設置している (同居家族等であることが確認できる場合は例外的にパーティションを外す運用を認めて良い)	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	「1及び2」又は「3」のいずれかを満たしていれば可
	パーティションの高さは、目を覆う程度の高さである (参考) 17歳男性の平均座高は、92cm (平成27年度学校保健統計調査)	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
3 座席の間隔の確保	座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保している	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
4 手指消毒の徹底	店内入口に消毒液を設置している	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
	入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている（入店時に難しい場合は注文時）	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
6 食事中以外のマスク着用の推奨	食事中以外のマスク着用を掲示又は呼びかけにて行っている	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
7 換気の徹底	【建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の対象施設（換気設備を備えている場合）】 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	「7」、「8」又は「9」のいずれかを満たしていれば可
	【建築物衛生法の対象外施設】 換気設備により換気を行っている (換気設備により必要換気量（一人当たり毎時 30 m³）を確保している)	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
	【建築物衛生法の対象外施設、建築物衛生法の対象施設（換気設備を備えていない場合）】 窓・ドア等を定期的に開放している (定期的に換気（30 分に 1 回、5 分程度、2 方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける））することにより、十分な換気を行っている) 等 夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度・湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用している（詳細については、「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」及び「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を参照すること。）	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
10 入店制限	同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内としている。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	

換気の徹底についての確認にあたっては、下記の記載についても参考にすること。

- ・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>
- ・商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf>
- ・熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>
- ・冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

項目	対策項目	見回り時の確認方法	備考
1 アクリル板等（パーティション）の設置	座席と座席の間にパーティションが設置されている (同店営業等であることが確認できる場合は引外的にパーティションを除外する認めて良い)	直視確認	
2	パーティションの高さは、背を覆う程度の高さである (参考) 17歳生の平均座高は、92cm (平成27年度学校保健統計調査)	直視確認 (明らかに目を覆う程度の高さでないパーティションである場合、パーティションの変更等アドバイス)	「1及び2」又は「3」のいずれかを添していれば可
3 座席の間隔の確保	座席の間隔が1m以上確保されている	目測確認	
4 手消毒用の設置	店内入り口に消毒液を設置している	目測確認 (必要であれば、消毒液の設置場所以上で考えられるものについては、目視の確認でも良いこととする。)	
5 手指消毒の徹底	入店時に従業者が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている（入店時に詳しい場合は注文時）	中びかけているか観察取り確認 (注文時に目回り割合を行なう場合は、実際に呼びかけているか確認すること)	
6 会場中以外のマスク着用の推奨	来場中以外のマスク着用を標示又は呼びかけて行なっている	掲示されているか目視確認又は呼びかけているか聞き取り確認 (会場中に目回り割合を実行する際は、実際に行なっているか確認すること)	
7	【露營物における衛生的環境の確保に関する法律（露營物衛生法）の対象施設（換気設備を有している場合）】 露營物衛生法に基づく空気環境の標準を満たしている	以下のいずれかにより確認。 ①飲食店において露營物衛生法に基づく定期検査結果が確認できる場合、その結果を確認。 ②露營物の部屋の中央で床から75cm～150cmの高さでCO2濃度を測定し、1,000ppm以下であるか確認（露營中のみ） ※利用者等から確認の申告がなされた場合等、必要に応じて、露營中現地にてCO2濃度を確認	
8 換気の徹底	【露營物衛生法の対象外施設】 換気設備により換気を行なっている (換気設備により必要換気量（一人当たり毎時30 m³）を確保している)	以下の①又は②により確認。 ①換気設備の換気能力と飲食店における最大人頭から、必要換気量を確保しているか聞き取り確認。※なお、換気設備が消防・監査等されていない場合や給油口が器具等で塞がれている場合は、設計時の換気量が確保されない可能性があるため、換気設備の維持管理状況も併せて確認する。 ②飲食店の部屋の中央で床から75cm～150cmの高さでCO2濃度を測定し、1,000ppm以下であるか確認（露營中のみ） ※利用者等から確認の申告がなされた場合等、必要に応じて、露營中現地にてCO2濃度を確認	「7」、「8」又は「9」のいずれかを添していれば可
9	【露營物衛生法の対象外施設、露營物衛生法の対象施設（換気設備を有していない場合）】 ④ドア等を定期的に開閉している (定期的に換気（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける））することにより、十分な換気を行なっている）等 夏場、冬場など、密閉けによる換気により過度なぬれ、湿疹が発症できない場合は、形からの換気と併せて塩気消沫機を使用している（詳細については、「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」及び「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を参照すること。）	以下の条件で換気を行なわれているか聞き取り確認 ④の条件で換気を行なわれているか聞き取り確認 ※利用者等から確認の申告がなされた場合等、必要に応じて、密閉け換気等の実施状況を確認	
10 入店制限	同一グループの同一テーブルへの入店者内は、原則4人以内としている。	三段及び聞き取り確認	

換気の徹底についての運営にあたっては、下記の記事についても参考にすること。
 ・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
<https://www.mhlw.go.jp/stf/content/10900000/00901896.pdf>
 ・商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/content/10900000/00901896.pdf>
 ・熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/content/10900000/00964091.pdf>
 ・冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/content/00056886.pdf>

見回り実施計画書									
都道府県名	対象区域	まん延防止等重点措置期間における酒類提供再開予定期	酒類提供飲食店舗数（見込み）	まん延防止等重点措置期間における酒類提供再開予定期	見回り実施体制	見回り計画	担当者連絡先	提出日	
○○	○○市、○○市	○月○日	○○店舗	○○店舗	県職員 ○○人／日 市職員 ○○人／日 外部機関 ○○人／日	○○店舗／日 ○月○日～○月○日 ○○店舗／日 ○月○日～○月○日 ○○店舗／日 ○月○日～○月○日	○○件 ○○件 ○○件	○○	○月○日